

業 務 委 託 台 帳

1. 契約状況

業務番号	第 110 号	業 務 名	審査請求事件（平成 30 年（審）第 1 号事案）委任				
委託業者		業務場所	青森県人事委員会、当該弁護士事務所、野辺地町役場 等				
弁護士 沼田 徹	執行方法	随意契約	指名業者	1 者	入札回数	回	
		当 初			変更契約		
	総額・予算額	1, 2 7 1, 0 0 0 円			円		
	予定価格	1, 2 7 1, 0 0 0 円			－		
業務概要		入札年月日	平成 3 0 年 6 月 4 日		－		
青森県人事委員会 に対する審査請求 事件（平成 3 0 年 （審）第 1 号事案） に係る、答弁書作 成、口頭諮問代理等 の委任	契約年月日	平成 3 0 年 6 月 6 日		年 月 日			
	契約総額	1, 2 7 0, 0 8 0 円		円 （増減額 円）			
	履行期限等	判決書を受け取るまで		年 月 日			
	着手年月日	平成 3 0 年 6 月 7 日		－			
	完了年月日	判決書を受け取るまで		－			
	検査年月日	平成 年 月 日		－			
	引渡年月日	平成 年 月 日		－			
(契約変更の理由)							

2. 支払状況

区 分	支払金額	支払累計額	支払日	検査日	検査員職氏名
前金払 (着手金)	423, 360 円	円	30. 7. 25		
中間前金払	円	円			
部 分 払	円	円			
完 成 払	円	円			

3. 指名（見積）業者

	業 者 名		業 者 名
1	弁護士 沼田 徹	7	
2		8	
3		9	
4		1 0	
5		1 1	
6		1 2	
随意契約の場合、その理由及び業者選定理由	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 6 号 当該弁護士には、案件について事前に相談しており内容等を熟知しているため、答弁及び口頭諮問等においても的確な弁護について見込める。また、別の弁護士への依頼となる場合、新たな相談料の発生や短期間での答弁書等の作成となる可能性があるため望ましくない。		

(担当課： 総務課 担当者： 沼尾 健一)